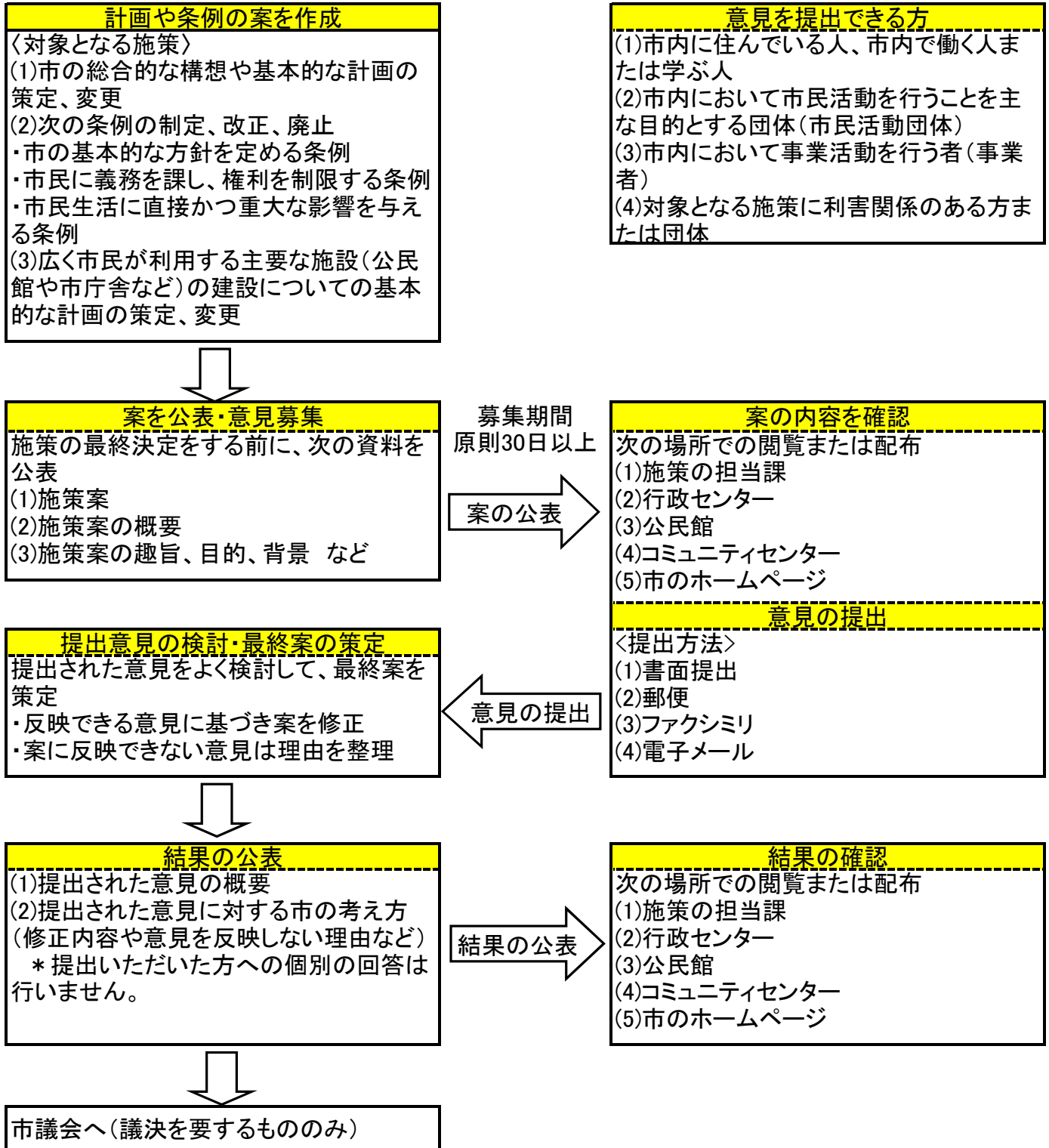


まちづくり意見公募手続の概要

＜市＞

＜市民など＞



計画や条例の案を作成
 ＜対象となる施策＞
 (1)市の総合的な構想や基本的な計画の策定、変更
 (2)次の条例の制定、改正、廃止
 ・市の基本的な方針を定める条例
 ・市民に義務を課し、権利を制限する条例
 ・市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例
 (3)広く市民が利用する主要な施設(公民館や市庁舎など)の建設についての基本的な計画の策定、変更

意見を提出できる方
 (1)市内に住んでいる人、市内で働く人または学ぶ人
 (2)市内において市民活動を行うことを主な目的とする団体(市民活動団体)
 (3)市内において事業活動を行う者(事業者)
 (4)対象となる施策に利害関係のある方または団体

案を公表・意見募集
 施策の最終決定をする前に、次の資料を公表
 (1)施策案
 (2)施策案の概要
 (3)施策案の趣旨、目的、背景 など

募集期間
原則30日以上

案の公表

案の内容を確認
 次の場所での閲覧または配布
 (1)施策の担当課
 (2)行政センター
 (3)公民館
 (4)コミュニティセンター
 (5)市のホームページ

提出意見の検討・最終案の策定
 提出された意見をよく検討して、最終案を策定
 ・反映できる意見に基づき案を修正
 ・案に反映できない意見は理由を整理

意見の提出

意見の提出
 ＜提出方法＞
 (1)書面提出
 (2)郵便
 (3)ファクシミリ
 (4)電子メール

結果の公表
 (1)提出された意見の概要
 (2)提出された意見に対する市の考え方(修正内容や意見を反映しない理由など)
 * 提出いただいた方への個別の回答は行いません。

結果の公表

結果の確認
 次の場所での閲覧または配布
 (1)施策の担当課
 (2)行政センター
 (3)公民館
 (4)コミュニティセンター
 (5)市のホームページ

市議会へ(議決を要するもののみ)